

平成23年度 第1回 吹田市障がい者施策推進委員会 議事要旨
(2011年度)

開催日時：平成23年7月8日(月) 14時00分～15時30分

開催場所：吹田市役所 研修室

出席者：障がい者施策推進委員会委員

矢野委員(委員長)、有田委員、渡邊委員、馬垣委員、小西委員、鈴木委員、
播本委員、平形委員、牧野委員、山口委員、松本委員、赤松委員、西川委員
事務局

門脇部長、守谷理事、橋本所長、小西所長代理、吉岡室長、藤岡参事、岡本参事
宮田総括参事、大市参事、吉澤主幹、米崎主査

傍聴人 なし

会議次第：1 開会

2 案件

- (1) 第3期吹田市障がい者計画の報告について
- (2) 第2期吹田市障がい福祉計画進捗状況の報告について
- (3) 第3期吹田市障がい福祉計画の策定について
 - ① 計画策定の進め方について
 - ② 策定スケジュールについて

配布資料：資料1 第3期吹田市障がい者計画概要版

資料2 第2期吹田市障がい福祉計画進捗状況

資料3 第3期吹田市障がい福祉計画の策定について(案)

資料4 第3期吹田市障がい福祉計画策定業務行程表

議事要旨：1 開会 委員長挨拶

2 案件

- (1) 第3期吹田市障がい者計画の報告について

事務局 《資料1について説明》

- (2) 第2期吹田市障がい福祉計画進捗状況の報告について

事務局 《資料2について説明》

委員長 2つの報告がありましたが、障がい福祉計画については数値がいろいろと出てきております。少しわかりにくいかもしれませんが、ご質問等がございましたら、委員のみならず、よろしくお願いいたします。全体的に数値が増加していますが、これは吹田市独自の問題なのか、他市でも見られる傾向なののでしょうか。今後の施策のあり方に関係するかもしれません。吹田市の特徴などがわかれば、教えてください。

事務局 最新データは大阪府からきちんとしたものが出ていませんが、全体としていろいろな事情がある中で、障がいのある方の状況が増えているということです。特に医療の発達もあり、今後かなりの増加も見込まれていますので、府下全域で増加していると考えられます。

A委員 無認可作業所はどこに出ているのですか。

事務局 この数値の中には、作業所の数は入っていません。事業所数というものがもともと

の設定にありませんでしたので、それについては別途ご用意する必要があるかと思えます。

A委員 今現在まだ移行していない無認可の作業所の事業者数はわかりますか。

事務局 本日は資料を持参していませんので、次回に報告させていただきます。

B委員 全体に認定者の数が増えていることについての原因は、何が考えられますか。あるいは今まで見つかった認定基準が緩くなったという原因があるのでしょうか。そのあたりの理由がわかれば教えてください。

事務局 全体的に増えてきている要因としまして、医療・技術面の進歩によりまして、今までは命を永らえなかったケースにおいても、救命できるようになったことにより、障がいを持ったまま成長できるようになったということ、また現在の日本においてはストレス社会ということにより精神疾患を有する可能性を持った人が増えてきているということがあると考えております。

(3) 第3期吹田市障がい福祉計画の策定について

事務局 《資料3及び資料4について説明》

委員長 事務局から説明がありました。それについてご意見ご質問がございましたらお願いします。

C委員 今回の計画策定にあたって、国の法律の改定時期にあたり非常にややこしいかと思えますが、自立支援法や総合福祉法の改正の施行は10月、4月とありますが、4月の施行に関しては障がい児の部分から自立支援法から児童福祉法に戻ることです。国の計画も詳しいことは出ていなかったのだからわかる範囲ですが、従来児童デイサービスとか子どもの部分は今回はおそらく対象から外れていくと思えます。相談支援体制も4月に大幅に改正の予定となっていますが、これについても国の改正は後ほど照会するというので、内容が見えてこない中でどのように決定するのか、あるいは吹田市の中でどのような形でつくっていくのかが、大きな課題になりますので、議論は必要になります。数値目標として、グループホーム、ケアホームに関しては必要見込み量を算定するのに合わせて、整備見込み量もこれだけ必要だということだけではなく、どこまで整備するかという数も出すということです。法改正で改めて必要だと見込んだ数をどんな形で整備していくのかという具体的な手当ということです。単純にどこかの事業所がつくるのを待つというのではなく、それを達成するためにはどんな手立てが必要かという議論が大事になってくるのだと思っています。先ほどの2期計画の達成状況のところにもありますが、数値の出し方について、国からシートがでてきて、必要な数値を入れれば自動的に数が出てくるということですが、吹田の実態をどこまで加味するか、前回も非常に苦労した覚えがあります。吹田市の障がい者の実態を議論の中で明らかにしていくことをお願いしたいと思っています。入所施設の地域移行の目標数や社会的入院からの地域移行の目標数とか、大阪府は積極的に設置に取り組んでいて、施設から移行していく人の目標は何人というようになっていますが、出すことだけでなく逆に施設が必要な方も今後増えていきます。今は自宅で暮らしているけれど今後施設を利用しなければならぬ人に対してはどのようにしていくのかについては、市が考えるとはっきり言っています。今のグループホームやケアホームだけでは、在宅で生活できなくなったときには、緊急避難先としての受け皿ということになるのですが、それは数を減らされていく方向にあるかと思えます。もう一つの受け皿は、単にグループホームやケアホームだけでなく、そこでどんな医療的な支援を考えていくのか、あるいは方向的にどれだけが不足する部分なのか、せっかくの会議なので、吹田市として障がい者施策全体をどのように考えていくのか、具体的に上がってくるアンケートやワーキングなどを活発に活用して、方向性や目標を出せる計画にしていきたいという期待を含めてお願いしたいと思っています。

事務局 まず第1点、自立支援法のもとに動いている児童福祉法という位置づけで動いているという状況であります。また、大阪府のほうで行っていました、子ども家庭センターの業務が市のほうでの業務になるということですので、それについての説明会のほうに児童部と障がい者くらし支援室のほうで参加してきたわけですが、児童部で受けるのか、保健福祉部で受けるのか、市内部での議論はでてくるのかと思えます。

ただ児童福祉法に移るといっても、療育相談等については重点を置くという姿勢が見え

隠れている改正ですので、18歳まで児童部の中で行っていただくのがよいのではないかと
思っています。他市のほうも、子どもの関係部署と福祉の関係部署で綱引きをしており、結
論にはいたっていないといった状況です。

委員長 府から市へ移行するにあたって、府からの支援は何かあるのでしょうか。業務を市に
移管することはよいことだと思いますが、実質的なサポートは何かあるのでしょうか。

事務局 基本的に事務処理が市の方に移行されるということです。ただ、相談業務については充実さ
せよとの指示がありますので障がいについての相談支援センターですとか、虐待防止センターを市
で作りなさいとの話もでていきますので、次回の話し合いの場においてはなんらかの方向性を示して
もらえるのではないかと思っています。次にグループホームの必要見込み量と整備目標量について
ですが、これについては第2期の障がい福祉計画を策定するときにも議論をさせていただいたので
すが、吹田市が吹田市としてグループホームを作っていくということは、現在の自立支援法の中
では示されておりません。吹田市としてグループホームをどのように整備してもらうか府のほうにお
願いしていかなくてははいけないと思っています。3点目、数値をワークシートに代入すれば見
込み量がでるということですが、これは大阪府のほうがイニシアチブをとってワークシート
を作っているのですが、第2期の計画において数値を設定する際においても、ワ
ークシートから算出された数値というものは基本的には踏襲させていただいたのですが、吹
田市の特徴にあわせて増減を調整させていただいたのが、現在の計画による目標値となっ
ています。今回もワークシートのかたちになるのかどうかはまだわかりませんが、算出された
数値をもとに、吹田市としては充実させなくてははいけないのか、減らしていても問題はな
いのか精査していかなくてははいけないと思っています。施設から地域への移行の件について
ですが、入所施設から地域に受け皿があれば、地域で受けてくださいとの方針で、大阪府も
国も動いています。特に大阪府の北摂地域で、重症の心身障がい児・者のカバーが手薄だと
大阪府は認識しているようで、知事の重点施策として、北摂地域で、重症の心身障がい児・
者のカバーができる方策を検討していると聞いていますので、医療的ケアの必要な人のショ
ートステイですとか、病的ケアの必要な方をどのように支えていくのか、親亡きあとのよ
うに障がいのある人を支えていくのか、吹田市としては大阪府の動向を見極めてい
るところであります。新体系に移行していない作業所の件ですが、小規模通所授産施設で3施設、そ
のうち1施設は10月に移行されると聞いています。共同作業所については4施設、その
うち2施設は同じく10月に移行されると聞いています。残るのは小規模通所授産施設で2箇
所、共同作業所で2箇所、今のところいつ移行できるかまでは把握できていませんが、残り
2箇所ずつといった状況です。

委員長 そのほか何か意見はありますでしょうか。

そうしますと、第3期の策定の方針についてですが、ニーズ調査としてアンケート調査を実
施していくことについてご了承いただけますでしょうか。進め方としては、私をはじめ、今
度もワーキンググループのメンバーを中心に議論を行い、アンケートを7月末には形にして
いきたいと考えています。

事務局 発送した時期によっては、お盆の時期に重なるようでしたら、お盆以降に発送時期をず
らすなどの調整はしていきたいと考えています。アンケート項目については、第2期の項目
を基本に考えております。3年前と比較してどのように変化したかを検証していくことも必
要であると考えておりますので、大部分は第2期のときに実施しました内容をベースにしま
して、今日的に追加しなくてははいけない項目については追加をしていきたいと考えています。

委員長 基本的には今までの方法で行えるところは行っていき、追加していくところにつ
いては追加していくということをお願いします。それからサービスの見込み量や地域支援事業の
見込み量の検討についてですが、前回と同様にワーキンググループの中で意見を聞きながら
進めていきたいと思っています。ある程度のかたちが見えてきたところで、推進委員会から
も意見をいただいていためにしていきたいと考えています。

数値についてですが、第1案としてだしていく時期はいつぐらいになると予想していますか。

事務局 明確な数値は秋をめどにお示しさせていただきたいと考えています。

委員長 秋をめどに数値を示していただけるとのことなので、示された数値をもとに、委員会
でもさらなる検討を進めていきたいと思っています。それでは、第3期計画の進め方については、

委員のみなさまのご了承をいただいたということにさせていただきたいと思います。それではこちらの 3 件の案件以外に委員のみなさまからご意見もしくはご質問があればいただきたいと思います。

C委員 障がい者団体と障がい者くらし支援室の懇談を実施させていただいたとき、今後重要な問題になってくるのではないかと予想される話題がありました。ひとつはこの 10 月から自立支援法の改正の関係から、グループホーム・ケアホームの利用者の方への費用の助成が変更されるということです。家賃を対象に、市町村民税課税世帯除くという形で、月額補助上限 1 万円までを助成するという制度が始まります。このことに関連しまして、吹田市がすでに実施している市単独の家賃補助、吹田市のほうは事業所のほうに補助を行っているということで、上限月額 22 万円のうち 2 分の 1 が補助されているという状況です。これについて、国のほうが制度ができたということで、吹田市のほうは補助を縮小していこうと考えているとの意見を聞いたとき、懇談に参加していたほぼすべての人が反対を意見としてお持ちになったのではないかと思います。当然ながら吹田市のほうが国に先んじて努力をしてきていただいたことについては評価できると思うのですが、国の制度ができたから補助を下げたしまえということでは、国が意図した利用料負担の軽減が吹田市において何も意味をなさないことになってしまうと思います。特にわれわれが問題であると感じているのは、吹田市の民間の家賃が高くて、いわゆるグループホームができるような規模の住宅ですと家賃が 20 万円近くになってしまい、これを 4 人で分担するとしても、非常に収入に対する家賃の負担というのが大きくなってしまっているのが現状です。

事務局 グループホームの 1 万円補助についてですが、福祉と医療を進める会の外部委員会で基本的には 1 万円を相殺する方向で検討しているとお話をさせていただきました。その場では反対意見も含めて多くの意見をいただきましたので、それらの意見も踏まえて、検討させていただいている状況にあります。理事のほうからは、そのままいってはどうかとの意見をいただいておりますが、市長が行政の維新を実施されるということで、いろいろな事業を現在精査されておりますので、当然のことながら家賃の補助についても精査が実施されると担当課としては考えておりますので、はっきりとした確約はできませんが、しっかりと検討・調整はしていきたいと考えております。

委員長 1 万円というのは市の予算に入ってから出すのですか、それとも直接ご本人さんに渡されるのですか。それによって考え方は変わってくると思います。

事務局 基本的には事業所を営業している社会福祉法人等が、介護給付費の請求の時に国保連の方に請求されて、運営団体の方に直接支払われることとなります。

委員長 一度市の予算に入ってから支払われるのであれば、市の予算の再編で考えていくべきことですが、市の予算を経由するわけではなく、直接団体に支払われるわけですから、これはそのまま継続していくのが通常ではないかなと思います。

事務局 持分比率ということで吹田市が 25%持っているわけですので、吹田市が何も負担していないということではないのです。そのため財政的に何も負担がないというわけではないため、財政面からの精査ということが必要になるわけです。

D委員 この施策推進委員会で論議しているなかで、自立支援協議会をどのように位置づけるのかが不明確なままになっていると感じています。自立支援協議会を立ち上げるときに、ここは現場レベルの意見交換を行う場であって、政策提言の場ではないという話もでていたように思います。今回、スケジュールの中で自立支援協議会が入っていますが、どのような議論をするのか、どのような位置づけにあるのかを明確にしてほしいと思います。また、今回の計画期間中においては、特別支援学校の生徒が多く卒業されると予想されますし、特別支援学級のほうも人数が非常に多くなってきています。このことは今回の計画の非常に大きなポイントになるのではないかと考えられます。

事務局 自立支援協議会と施策推進委員会の役割分担についてですが、自立支援協議会の中には吹田市もメンバーとして入っておりまして、その中で地域の問題になっていることを捉え、施策として推進していきたいと考えています。自立支援協議会で議論された内容を吹田市の内部で議論して、市の施策として実施していくものについては実施していきたいと考えています。施策推進委員会については、吹田市の障がい者施策全体について、さまざまな視点か

らの施策についての提言や進捗状況の確認をしていただくこととなります。
委員長 自立支援協議会であがった議題のすべてについて、施策として反映していただけるかは検討を要するかと思いますが、出てきた意見は吹田市の障がい者施策についての意見として対応していったほしいと思います。

3 閉会

委員長による閉会宣言